

# 議第109号 呉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

## 1 改正の趣旨

市民負担の公平性の観点から、また、受益者負担の原則により、一般廃棄物処理手数料のうち、し尿くみ取りに係る手数料について額の改定をするものです。

## 2 改正の内容

### (1) 改定の経緯

し尿くみ取りに係る一般廃棄物処理手数料（以下「くみ取り手数料」といいます。）の額については、コストの算出に基づき、平成24年4月の見直し以降は、同様の方法でおよそ3年ごとに定期的な見直しをすることとしています。

この度、令和2年4月の見直しから3年が経過しますので、くみ取り手数料の額の見直しをするものです。

### (2) 改定率の算出方法

1世帯1月当たりのし尿くみ取りに掛かる原価（以下「コスト算定単価」といいます。）と、現行のくみ取り手数料との乖離率を算出し、直近の全庁的な使用料・手数料の改定時に用いられた改定率の基準により、乖離率に応じた改定率を決定します。

コスト 算定単価	=	1リットル当たりの し尿収集原価	×	1世帯1月当たりの し尿標準収集量
-------------	---	---------------------	---	----------------------

乖離率	=	コスト算定単価	÷	1世帯1月当たりの し尿くみ取り標準手数料
-----	---	---------	---	--------------------------

#### ・改定率の基準

乖離率	0.8未満	0.8以上 1.2未満	1.2以上 5.0未満	5.0以上
改定率	0.8	1.0	1.2	1.5

### (3) 改定率の算出結果

コスト 算定単価	=	49.5円	×	84リットル	=	4,158円
-------------	---	-------	---	--------	---	--------

乖離率	=	4,158円	÷	2,318円	=	1.8
-----	---	--------	---	--------	---	-----

改定率が1.2であるため、現行のくみ取り手数料の額に1.2を乗じた額に改定します。ただし、旧合併町区域（旧下蒲刈町、旧川尻町、旧音戸町、旧倉橋町、旧蒲刈町、旧安浦町、旧豊浜町及び旧豊町の区域のことをいいます。以下同じ。）において、改定後のくみ取り手数料の額が改定後の旧呉市区域（旧合併町区域以外の呉市の区域のことをいいます。以下同じ。）のくみ取り

手数料の額を超える場合は、旧呉市区域の改定後のくみ取り手数料の額を当該旧合併町の区域の改定後のくみ取り手数料の額とします。

なお、旧合併町区域における世帯のくみ取り手数料の額については、旧呉市区域におけるくみ取り手数料の額に統一させるまでの経過措置として、当分の間、付則別表に定める額としています。

#### (4) し尿くみ取り区域別手数料表

(単位：円)

区域	料金制	区分	現行	改定後	改定
旧呉市	定額制	世帯者1人につき	610	732	あり
		くみ取り1回につき	488	586	あり
	従量制	18リットルまでごとにつき	305	366	あり
		くみ取り1回につき	488	586	あり
旧下蒲刈町 旧川尻町 旧蒲刈町 旧安浦町 旧豊浜町 旧豊町	従量制	18リットルまでごとにつき	305	366	あり
		くみ取り1回につき	488	586	あり
	定額制	世帯者1人につき	610	732	あり
		くみ取り 1回につ き	普通便槽 488 無臭便槽 792 特別地域 1,100	586 792 1,100	あり なし なし
		18リットルまでごとにつき	305	366	あり
旧音戸町	従量制	くみ取り 1回につ き	普通簡易水洗 488 無臭簡易水洗 792 一般家庭以外 488 特別地域 1,100	586 792 586 1,100	あり なし あり なし
		18リットルまでごとにつき	305	366	あり
	定額制	世帯者1人につき	610	732	あり
		くみ取り1回につき	550	586	あり
旧倉橋町	従量制	18リットルまでごとにつき	305	366	あり
		くみ取り 1回につ き	簡易水洗 488 簡易水洗以外 550	586 586	あり あり

※ 特別地域は、旧音戸町において、道幅が狭いため、軽バキューム車でしか、し尿くみ取りをすることのできない地域をいいます。

(5) し尿くみ取り 1 回当たりの区域別加算金表

(単位 : 円)

区域	加算金区分	現行	改定後	改定
旧呉市	下水道加算	734	881	あり
旧音戸町	パイプ加算	318	318	なし
	ホース加算 (30m以上 100m未満)	231	231	なし
	ホース加算 (100m以上)	341	341	なし
	特別地域	341	341	なし
旧倉橋町	パイプ・ホース加算 (10m超え10mまでごとに)	110	110	なし
旧豊浜町 旧豊町	ホース加算 (50m超え20mまでごとに)	51	51	なし

※ パイプ加算及びホース加算については、地理的状況等の変化がないことから、改定をしないものとします。

3 施行期日

令和5年4月1日